

令和3年2月26日

北九州市監査委員 小林 一彦
同 廣瀬 隆明

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 小林 一彦、同 廣瀬 隆明、同 香月 耕治（令和3年2月9日任期満了）、同 河田 圭一郎（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、市民文化スポーツ局及び保健福祉局（地域医療課、保健衛生課、医務薬務課及び保健予防課を除く。）の令和元年度及び令和2年度（令和2年4月から同年6月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和2年7月9日から令和3年2月4日まで

4 監査の結果

（1）市民文化スポーツ局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア その他事務

（ア）公の施設の指定管理に係る備品管理について

（スポーツ振興課）

平成30年度の定期監査において、スポーツ振興課は、指定管理者

制度を導入している大谷球場の備品管理に関して、指定管理者に管理させる備品の内容が不明確となっていたと指摘を受けた。このため、市民文化スポーツ局は、令和元年8月に公表した措置状況報告の中で「今後は、基本協定書に備品の一覧表も添付することとし、指定管理者が管理すべき備品の明確化を行う。」とした。しかし、令和2年4月1日付で新たに締結した基本協定書を確認したところ、大谷球場の備品一覧表は添付されていなかった。

また、当該課が作成したリスク評価シートを確認したところ、「備品の不適切な管理」については、「影響度が小さく、過去発生していない」としてリスクを「小」と評価していた。

市指定管理者制度ガイドラインでは、基本協定の中で指定管理者が管理すべき物件を明確にすることとされており、備品の管理・使用については、予め備品等の在庫や管理状況を確認し、資料の形に整理しておく必要があるとされている。

市民文化スポーツ局においては、措置状況報告に記載した内容が確実に実行されるよう、組織的に対応されたい。

また、当該課においては、備品管理の重要性を改めて認識するとともに、過去に指摘を受けたことを踏まえたリスク評価を行い、適正な管理をされたい。

(2) 保健福祉局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 支出事務

(ア) 補助金等交付事務について

(精神保健福祉課)

令和元年度に交付した発達障害児・者家族等支援事業補助金について、一部の補助事業者において、補助対象経費の実績額が交付決定時より減ったため、補助金額として確定すべき額も交付決定額より減っていたにもかかわらず、交付決定額と同額で精算していた。また、当該補助金は、交付決定額で概算払していたが、交付決定額と同額で精算したため、補助事業者に対して、交付済額と本来の確定額との差額を返還するよう求めていなかった。

市補助金等交付規則では、実績報告書の審査および必要に応じて行

う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとされている。また、発達障害児・者家族等支援事業補助金交付要綱では、市長は、すでに交付している補助金に対し、補助金額が下回っている場合は、その差額の全額の返還を命ずるものとされている。

適正な事務処理をされたい。

イ 契約事務

(ア) 工事の分割発注について

(地域リハビリテーション推進課)

a (軽微な工事) 総合保健福祉センター4階検査室空調機設置工事

b (軽微な工事) 総合保健福祉センター2階調理室空調機設置工事

上記2件の工事は、総合保健福祉センターにおいて空調設備を設置する工事であるが、本工事として執行すべきものを、分割し軽微な工事として発注されていた。

同一時期、同一場所及び同一工種で発注する工事は、通常、同一工事として発注すべきであり、軽微な工事の執行要領では、工事の規模からみて、本工事の執行手続きにより執行すべき工事を、この要領による執行をするために分割して起工してはならないと規定されている。

適正な事務処理をされたい。

ウ その他事務

(ア) 公の施設の指定管理に係る備品管理について

(長寿社会対策課)

長寿社会対策課が所管し、指定管理者制度を導入している北九州市立年長者研修大学校穴生学舎の備品管理について確認したところ、以下のような不適正な事務処理が見受けられた。①所管課は、平成31年4月に基本協定を結ぶにあたり、その前年、指定管理者に備品の確認を依頼し、現存しないものが多数あるという回答だったにもかかわらず、そのまま協定書に記載していた。また、②そもそも指定管理者が確認した備品リストと市の備品台帳が一致していなかった。

市会計規則及び物品管理要領では、所管に属する物品を適正かつ効

率的に管理し、常にその使用状況を把握しておかねばならず、台帳等関係帳簿を正確に整備し、常に関係帳簿と照合・検査しておくこととされている。また、備品はすべて整理票その他の方法により、分類表示して管理しなければならないとされている。

適正な事務処理をされたい。